

# 適格年金の廃止・移行と退職金問題

— 決断は今！ 第一歩を踏み出そう —

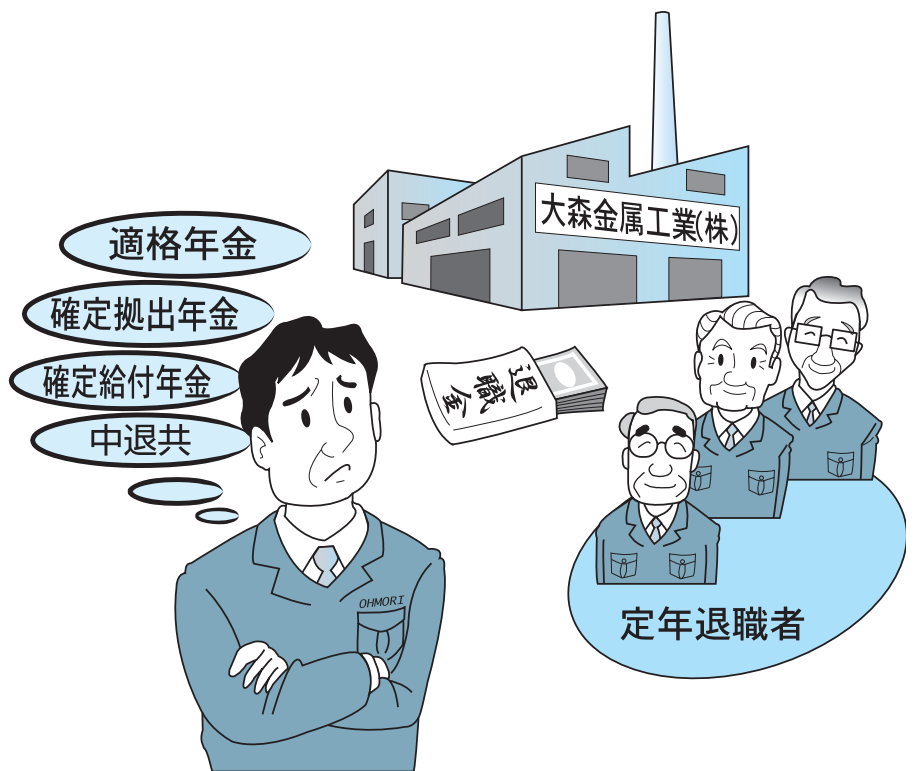
適格年金が廃止となることは知っていても、廃止となる平成24年3月末までに移行すればいいと、ゆっくり構えている中小企業経営者の方が多いようだ。しかし、運用利率の悪化(設計時5.5%、現行0.75%)で積立不足は日々膨らんでいるのである。退職金規程が現在のままである限り、この積立不足は最終的にはすべて会社が負担しなければならない。先延ばしにすることは会社にとって不利であること以外の何物でもない。一刻も早く、先に進むことをお勧めしたい。

## 顧客プロフィール

大森正幸◎42歳

## Money Data

東京都大田区にある金型製造業、大森金属工業株式会社の二代目社長(創業：昭和35年、資本金：5,000万円)。従業員は35名。そのうち3名が今年と来年に定年(60歳)を迎える。技術をもったスペシャリストがいることが会社の強みでもあるので、従業員には定着して働いて欲しいと願っている。



## 今月のFP

中川和夫◎45歳

大手生保の男性職員として主に中小法人へのコンサルティング営業を行っている。適格年金の代わりとなる退職金ファンド組成に関し、生命保険を絡めた提案を行っている。



## イントロダクション

ある日開催された社長の交流会で、大森社長は「今、適格年金からの移行を検討しているよ。漫然と続けているだけでは保険会社に手数料が取られているだけ損だ」という話を聞いた。大森社長は、「わが社も適格年金だったなあ。続けていると損だっていうのはどういうことだ?」と思い、詳しい話を聞きたいと友人に中川FPを紹介してもらった。

## 大森社長の不安

### 大森社長の不安その1

適格年金を続けていることが損になっているというのは本当だろうか。適格年金はいい制度だと思っているので、このまま続けるつもりだったが、それは間違っているのだろうか。

### 大森社長の不安その2

アジア諸国の台頭とデフレにより事業の先行きに不安がある中、仮に会社が資金繰りの危機に陥ったとしても、社員の退職金準備として積み立てている資金にはいっさい手をつけられないのだろうか。

大森社長が中川FPにまず話したのは上記2つの不安であったが、面談を進めるうちに新たな問題が発覚した。それは、大森社長が適格年金として従業員の退職金を積み立てている限り、従業員の退職金支払いについて会社にはそれ以上の負担は生じないと思っていたことである。中川FPは適格年金の成り立ちと廃止に至った理由、適格年金をやめた後も「退職金規程」による退職金の支払い義務は残ることを説明した。

## 税制適格退職年金 (適格年金)とは

税制適格退職年金(以下、適格年金)は、企業の退職金負担を積立から給付まで平準化することにより退職金の準備を容易にし、またその保全を図るために外部積立とするというもので、昭和37年に創設された。法に基づく一定の条件に適した退職金の外部積立が、税制上の優遇措置を受ける(会社は掛け金を全額損金として計上できる。従業員は年金受給時まで課税されない)こと、運用機関(保険会社、信託銀行)が制度設計から年金給付までの管理・運用を行ってくれ簡便なことから、この適格年金の制度を採用する企業は多かった。

## 適格年金はなぜ廃止されるのか

しかし、適格年金は以下の2つの理由から平成24年3月末をもって廃止されることになった。

- ①バブル崩壊後の低金利により積立不足が発生した。
- ②積立不足に対する防止、解消のルールがなく従業員の受給権の保護に問題が生じた。

適格年金は従業員に対して、就業規則に「退職金規程」(「退職年金規程」)を作成し、退職金(一時金、年金)の支払いを約束するものである。企業には規程に基づいて支給義務があり、従業員には受給する権利がある。ただし、掛け金は見込みの運用利率で決められたものであり、低金利の状況下では、退職時に退職金規程による実際の退職金(一時金・年金原資)が積み上がっていないことがままある。適格年金の制度を採用し、設計した当時は、5.5%で運用可能と見込んで退職金規程を定め、掛け金を決めたのであったが、現在の金利状況ではとてもそのような資産運用はできず、規程上の退職金(退職年金)に対して多額の積立不足が発生しているのが現状である。しかし、「退職金規程」は「就業規則」の一部であり、仮に実際の運用利率が見込みを下